

千葉県サービス付き高齢者向け住宅登録制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、サービス付き高齢者向け住宅登録制度について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「告示」という。）及び関係政省令に定めるもののほか、事務処理に必要な事項を定めるとともに、県土整備部都市整備局住宅課（以下「住宅課」という。）及び健康福祉部高齢者福祉課（以下「高齢者福祉課」という。）との連携について必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請と添付書類)

第2条 法第6条による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書（共同省令別記様式第1号）、サービス付き高齢者向け住宅登録申請書類の点検票（別記様式1）及び共同省令第7条第1項に規定する添付書類を知事に2部提出するものとする。

2 登録の申請は、原則、建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条第1項の確認済証の交付を受けた後に行うものとする。ただし、同法に規定する確認が不要の場合にあってはこの限りでない。この場合、同法に適合する旨を証する書類を提出すること。

3 共同省令第7条第1項による添付書類は、次のとおりとする。

	添付書類	様式
第一号	縮尺、方位、住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図	—
第二号	加齢対応構造等のチェックリスト	別記様式2の1 または 別記様式2の2
	住戸詳細図（加齢対応構造等がわかるもの）	
第三号	入居契約様式	—
	生活支援サービスに係る契約様式	—
第四号	（管理又は高齢者生活支援サービスの提供を他業者に委託する場合）業務委託契約書の写し	—
第五号	（家賃等の前払い金を徴する場合）前払金保全措置を証する書類（銀行による保証等）	—

第六号	縮尺、方位、住宅、職員の常駐場所を表示した付近見取図	—
	有料老人ホーム重要事項説明書	—
	サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト	別記様式3
	(竣工前の場合) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し (竣工後の場合) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し	—
	暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報	別記様式4
	その他登録事項を確認するために必要な書類	—

(登録の申請の受付)

第3条 知事は、法第6条の申請があったときは、次の各号を審査し、当該登録申請を受け付けるものとする。

- 一 前条により提出された書類（以下「提出書類」という。）に不足がないこと。
- 二 提出書類に記載すべき事項に不備がないこと。

2 知事は、前項の審査により、不備等が認められる場合には、申請者に補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の補正に応じない場合、又は必要な補正を行わない場合には、提出書類を返還するものとする。

(登録の意見照会)

第4条 住宅課長は、法第6条の申請を受付したときは、次の各号に関し、別記様式5の1により高齢者福祉課長へ登録の適否について、照会を行うものとする。

- 一 法第6条第1項第10号及び共同省令第5条に規定する入居者に提供する高齢者生活支援サービス
- 二 法第6条第1項第14号に規定する入居者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供について高齢者居宅生活支援事業を行う者と連携及び協力をする場合にあっては、当該連携及び協力に関する事項

2 高齢者福祉課長は、前項により照会のあった事項に関し、登録基準を定める法第7条第1項、共同省令第11条及び告示五に適合するか否かについて、別記様式5の2により住宅課長に回答するものとする。

3 高齢者福祉課長は、必要に応じて申請者からヒアリングを行うものとする。

第5条 住宅課長は、申請者が法第8条第1項第4号及び第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）または第9号の登録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力

団排除の推進について」(令和元年11月1日付け老高発1101第2号、国住心第197号厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知)に基づき、照会を行うものとする。

(登録の審査及び通知)

- 第6条 知事は、法第6条による申請が、審査及び前条の意見照会の結果、法第7条第1項の登録基準に適合すると認めるときは、法第8条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をするものとする。
- 2 知事は、法第7条第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に別記様式6の1により通知するとともに、当該サービス付き高齢者向け住宅(以下「登録住宅」という。)の存する市町村の長に別記様式6の2により通知するものとする。
- 3 住宅課長は、法第7条第1項の規定による登録をしたときは、別記様式6の3により高齢者福祉課長に通知するものとする。

(登録簿)

- 第7条 法第7条第2項に規定する登録簿は、法第6条第1項各号に掲げる登録事項、登録年月日及び登録番号について、電子計算機により処理される電磁的記録を紙面に出力した帳票とする。ただし、帳票が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって登録簿に代えることができる。
- 2 法第10条の規定による登録簿の閲覧は、閲覧者の希望により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録された登録事項を入出力装置の映像面に表示する方法により行うことができる。

(登録基準に適合しない場合の通知)

- 第8条 知事は、法第5条第1項の登録の申請が法第7条第1項の登録基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を別記様式7により申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

- 第9条 知事は、法第8条第1項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を別記様式8により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

- 第10条 登録事業を行う者(以下「登録事業者」という。)が法第9条第1項の規定による変更の届出を行うときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書(共同省令別記様式第2号)及び変更事項に関する添付書類を、知事に1部(変更の内容が第4条第1項第1号又は第2号に関するときは2部)提出するものとする。

- 2 変更の届出が第4条第1項第1号又は第2号に関するものであるときは、住宅課長は、高齢者福祉課長に別記様式9の1により照会を行うものとする。
- 3 高齢者福祉課長は、前項により照会のあった事項に関し、登録基準を定める法第7条第1項、共同省令第11条及び告示五に適合するか否かについて、別記様式9の2により住宅課長に回答するものとする。
- 4 高齢者福祉課長は、必要に応じて申請者からヒアリングを行うものとする。
- 5 知事は、法第9条第3項による変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、別記様式10の1により当該登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。
- 6 住宅課長は、法第9条第3項による変更の登録をしたときは、別記様式10の2により高齢者福祉課長へ通知するものとする。

(地位の承継の届出)

- 第11条 登録事業者の地位を承継した者が、法第11条第3項の規定による地位の承継の届出を行うときは、別記様式11によるものとする。
- 2 知事は、法第11条第3項の規定による地位の承継の届出があったときは、遅滞なく、その旨を、別記様式12の1により当該住宅の存する市町村の長に通知するものとする。
 - 3 住宅課長は、法第11条第3項の規定による地位の承継の届出があったときは、別記様式12の2により高齢者福祉課長に通知するものとする。

(廃業等の届出)

- 第12条 登録事業者等が法第12条第1項又は第2項の規定による廃業等の届出を行うときは、別記様式13によるものとする。

(抹消の申請)

- 第13条 登録事業者が法第13条第1項第1号の規定による抹消の申請を行うときは、別記様式14によるものとする。
- 2 知事は、法第13条第1項による登録の抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を、別記様式15の1により当該住宅の存する市町村の長に通知するものとする。
 - 3 住宅課長は、法第13条第1項による登録の抹消をしたときは、別記様式15の2により高齢者福祉課長に通知するものとする。

(入居開始報告)

- 第14条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る入居を開始したときは、法第24条第1項の規定により、開始の日から30日以内に、その旨を別記様式16により、知事に報告するものとする。

(登録状況等報告)

- 第15条 登録事業者は、毎年7月1日現在のサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録状況等について、法第24条第1項の規定により、毎年7月末日までに別記様式17

により知事に報告するものとする。

(事故報告)

第 16 条 登録事業者は、登録住宅において重大な事故(又は災害)が発生した場合には、法第 24 条第 1 項の規定により、直ちに、別記様式 18 により知事に報告するものとする。

(報告、検査等)

第 17 条 登録住宅について、登録事業者等に法第 24 条の規定による報告、検査及び質問を行う場合には、住宅課長及び高齢者福祉課長は、連携して行うものとする。

(指示)

第 18 条 登録住宅について、登録事業者等に法第 25 条の規定による指示を行う場合には、住宅課長及び高齢者福祉課長は連携して行うものとする。

(登録の取消し)

第 19 条 知事は、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録の取消しを行ったときは、遅滞なく、その旨を、別記様式 19 により、登録事業者であった者に通知するものとする。

(実施の細目)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は住宅課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。